

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 22 年 3 月 19 日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 78 号

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 10 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の
1 号を加える。

(2) 省エネルギー令第 21 条第 3 号に掲げる蛍光ランプのみを主光源と
する照明器具

第 10 条に次の 1 号を加える。

(5) 省エネルギー令第 21 条第 16 号に掲げる電気便座

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(環境政策局地球温暖化対策室)